

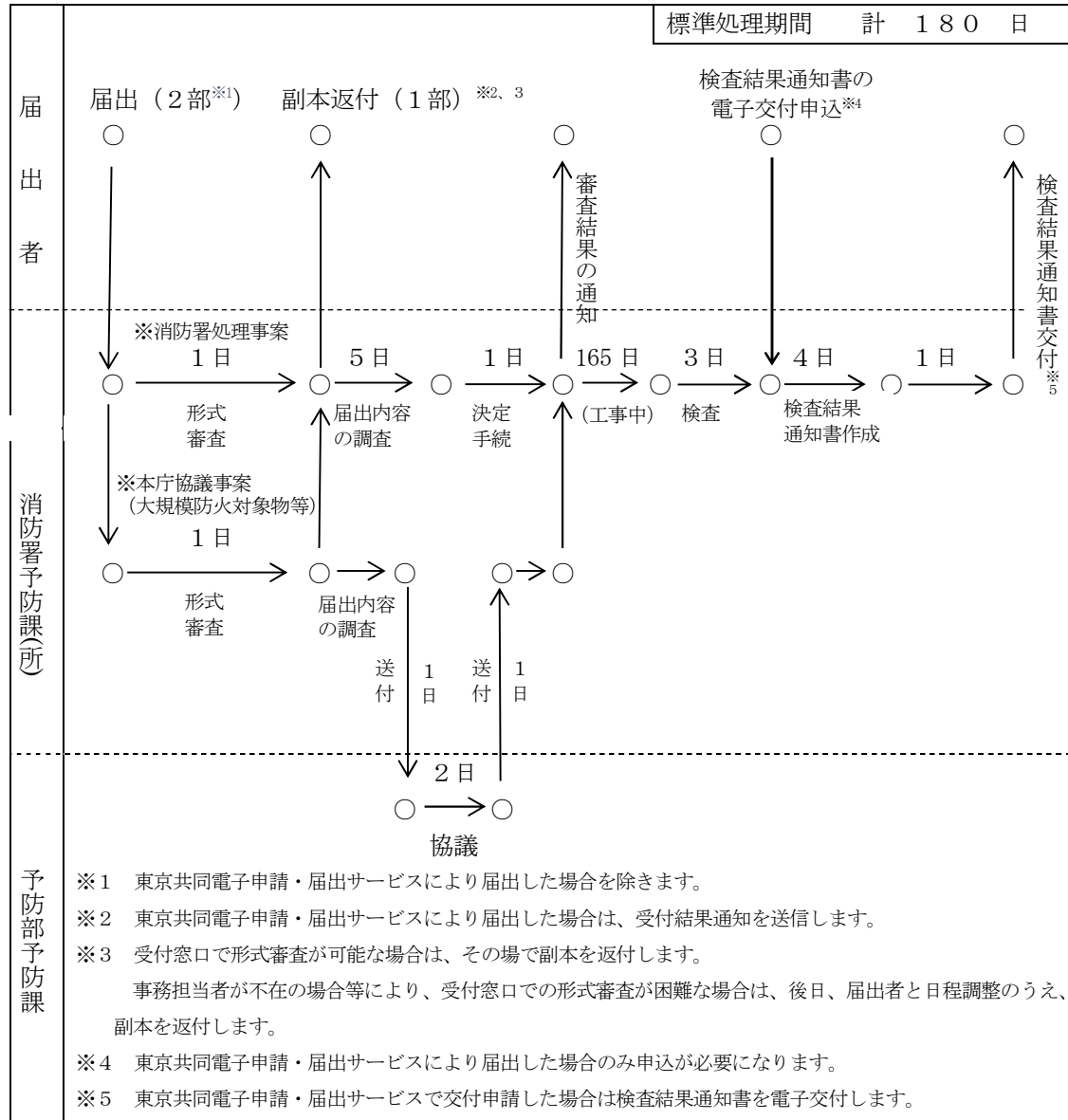
事務処理フロー図

作成部署 東京消防庁予防部予防課火気電気係 電話 3212-2111

事務名 火気使用設備等の設置届 (火を使用する設備等の設置届、燃料電池発電設備設置届、電気設備設置届)

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された届出書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	副本返付	形式審査で不備がなければ、受付印を押し、届出書のうち1部を副本として届出者に返付します(東京共同電子申請・届出サービス利用時を除く)。なお、事務担当者が不在の場合等で、副本をお預かりする場合があります。
3	届出内容の調査	記載内容を確認し、調査書を作成して処理方針を検討します。
4	送付	審査が終了した届出書のうち特異なものについて、予防部予防課へ送付します。
5	協議	消防署で調査した処理方針について予防部長と協議します。
6	送付	予防部長の協議を終了した届出書を消防署予防課へ返送します。
7	決定手続	調査結果について、専決区分に応じて決定します。
8	審査結果の通知	指導事項等がある場合は、届出者に電話等で通知します。
9	検査	工事完成后、届出に基づき検査を実施します。なお、検査日等は届出者と調整のうえ、決定します。
10	検査結果通知書作成	検査の実施結果に基づき、作成します。
11	法定手続	検査結果について決定します。
12	検査結果通知書交付	届出者に検査結果通知書をを交付します。